

政令番号204 ジフェニルエーテル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成28年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県						3.4E+1	34.0	34.0
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県						6.7E+1	67.0	67.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	7.7E+0			7.7				7.7
22	静岡県								
23	愛知県	9.0E-1			0.9		1.8E+3	1,800.0	1,800.9
24	三重県						1.4E+3	1,400.0	1,400.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県						2.2E+2	222.1	222.1
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	6.6E+0			6.6	1.0E+0	1.4E+3	1,402.6	1,409.2
34	広島県								
35	山口県						7.1E+3	7,100.0	7,100.0
36	徳島県								
37	香川県						1.3E+3	1,330.0	1,330.0
38	愛媛県						2.3E+3	2,300.0	2,300.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県						2.8E+3	2,800.0	2,800.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.5E+1			15.2	1.0E+0	1.8E+4	18,455.7	18,470.9

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。